

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 7 月 1 日
担 当 課	学校施設課

契約業者名・住所	株式会社 N T T データ・エム・シー・エス ・ 千葉県松戸市松戸 2059 番地
工事等の名称	松戸市教育 ICT 運営支援センター業務委託
工事等の場所	松戸市教育委員会指定場所
種 別	委託
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
契約金額	99,844,800 円
工事等の概要	市内小中学校の教職員等に対するきめ細かなサポートを通じて各学校の ICT 活用を促進するため、ヘルプデスクを設置し ICT 環境の日常的な活用支援を行うことに加え、文部科学省が掲げる「GIGA スクール構想」により実現される新たな学びに対応するため、Microsoft ライセンスの調達及びアカウント管理等を包括的に委託するもの。

随意契約の理由	本事業は市内小中学校の教育の ICT 環境整備推進に多大な影響を及ぼすことから、知見・経験はもとより、これまでの本市の取組みを十分に理解している事業者を選定する必要がある。株式会社 NTT データ・エム・シー・エスは、現行の教育用端末及び ICT 機器や学習者用端末の導入・環境構築作業を実施しており、市内小中学校における ICT 環境を非常に熟知している事業者である。 市内小中学校からの問合せや松戸市教育委員会からの調査、検証依頼に対して、これまで「教育情報ネットワークヘルプデスク業務委託」、「GIGA スクールヘルプデスク業務委託」の受託事業者として対応しており、その対応実績や関連する調査、検証等からこれまでの本市の取組みを他のどの事業者よりも知悉しているといえる。 これらのことから、令和 5 年度から「松戸市教育 ICT 運営支援センター」の契約を締結しており、専門性の高い技術的支援等を安定的に提供することが可能な当該事業者、令和 8 年度においても引き続き教育 ICT 運営支援センター業務を委託することで、情報の共有や連携、引継ぎ等に係る時間や導入費用の削減を図ることが出来る。 以上を勘案し、業務の目的や性質を総合的に判断すると、契約の相手は当該事業者の他にない。 したがって、本事業の性質及び目的が競争入札には適さないと判断し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び松戸市財務規則第 138 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、株式会社 NTT データ・エム・シー・エスの 1 者より見積書を徴するとともに随意契約の相手方とする。
----------------	---